

# NPO法人 介護サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



## ● 2010年度総会第2回理事会開催報告

10月7日(木)16時、フォレスト仙台第8会議室で、理事10人、監事2人の出席で開催しました。議決案件3件と報告案件7件を提案し、審議の後全案件について承認されました。

- 議決案件1.「介護サービス情報の公表」調査事業の修正予算の件
2. 地域密着型サービス外部評価審査委員会および地域密着型サービス外部評価委員会の細則(案)の件
  3. 「NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ2011年度総会」開催日程の件
- 報告案件1. 「NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ2010年度総会」議事録
2. 2010年度上半期経営状況について(2010年4月1日~9月30日)
  3. 「情報の公表」調査事業について
  4. 地域密着型サービス外部評価事業について
  5. 介護保険制度政策立案チームの取組みについて
  6. 2010年度実務担当者会議の開催報告
  7. 2010年度苦情解決の第三者委員研修交流報告

## ● 介護ネットみやぎ2010年度第3回実務担当者会議開催報告

9月16日(木)14時からフォレスト仙台501号室にて11人の出席で開催しました。議題は、次期介護保険制度改定に向けたケアマネジャーアンケート調査について、入間田範子事務局長より提案し確認されました。その他の議題で、「21世紀・老人福祉の向上を目指す施設連絡会」(略称:21・老福連)の活動紹介と、2011年に仙台市を会場に予定されている「21・老福連第11回職員研修会in仙台(仮称)」の開催の協力について要請がありました。

会議終了後、14時30分から実務担当者会議拡大学習会に移りました。

### 拡大学習会のご案内

開催日:12月16日(木) 場所:フォレスト仙台501号室 参加費:500円

内容:◆ 講演 14時30分~16時00分

テーマ「現場の声が介護保険を変える!~ここまでするホームヘルプサービス~」(仮題)

大阪社会保障推進協議会でのローカルルールの変更・改正の取組み事例の学習

講師(予定) 内海 聡子さん(大阪社会保障推進協議会所属)

◆ 質疑応答・交流 16時00分~17時00分

### 介護ネットみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。介護が必要な人にとって、体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランが作成され、安心して介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のためにいっそうの研修にはげむとともに情報を共有しネットワークをひろげ、もって要介護者と介護者の人権擁護(尊重)、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

**介護ネットみやぎ参加団体** 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・全国労働者共済生活協同組合連合会宮城県本部・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・協同組合日専連仙台・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城民医連事業協同組合

## ● 介護ネットみやぎ第3回実務担当者会議拡大学習会開催報告

9月16日(木) 14:30~16:20、フォレスト仙台501号室で、実務担当者会議メンバー11人、会員団体職員3人(宮城厚生福祉会、こーぶ福祉会、全労済生協)、情報の公表調査員6人、事務局5人の参加で開催しました。

今回は、利用者と事業所が交わす契約に関する法律上の視点と解説を弁護士の水谷英夫さんから講演と事業所で起きた困難事例の紹介と意見交換を行ないました。

### 【学習講演】

テーマ「介護保険サービス契約をめぐって」 講師 弁護士 水谷英夫さん

(講演要旨)

キーワードその1:「介護保険サービス契約とは」~介護保険サービスの「しくみ」~

- ・介護事業もサービス産業 (措置から契約へ転換)
- ・サービス産業=顧客の管理=クレーマー対策が重要課題⇒契約の締結
- ・契約(事業者と利用者との) = 「委任」契約⇒利用者が事業者に対し「介護サービス」委託し、その報酬等を約束するもの
- ・利用者にとっての契約とは=本来契約は「自由に決められ、自由に解除できる」もの
- ・事業者側の制約⇒厚労省の運営基準や通達など法令の規定=規制の範囲内での締結&解除

キーワードその2:「サービス提供困難、解除について」

- ・利用者側からの契約解除 = 「無理由」解除が原則
- ・事業者側からの契約解除 = 「有理由」解除となる ⇒①事業所の都合、②利用者の背信行為、③利用者死亡、その他
- ・サービス提供の困難・解除 = 違法行為・利用拒否・理不尽要求などへの対処の方法  
①日ごろから利用者との良好な関係づくり ②対策チームなどをつくり、解決策を見出す ③事業主は介護職員の安全確保を第一優先に考えること
- ・困難ケースの個別対処法⇒3大困難ケース  
①「処遇困難」ケース = 利用者または家族の側に問題または原因あり  
②「対応困難」ケース = そもそも安定したサービスが出来ない場合 ⇒金銭管理が出来ないなど  
③「作為・選択困難」ケース = 利用者との関係・性格、マイナス評価

### 【困難事例の紹介と交流】

事例①…「利用料金の滞納問題」の事例

「利用者家族が利用者の年金を使い込んでいると思われ、自己負担分が滞納となっており、今後の対処も含めて苦慮している。」

事例②…「クレーマーやモンスタークレーマーへの対応経験と解決に向けた取組み」の事例

「障がい者であることを理由に、介護計画やヘルパーなどを標的とした苦情を言って来るクレーマーへの対応の取組み」

以上2法人からの困難事例を紹介いただき、講師からの助言等も交え意見交換を行ないました。



## ●地域密着型サービス外部評価

### 1. 2010年度宮城県地域密着型サービス外部評価研修（宮城県主催）報告

10月4日（月）13時30分から16時30分まで宮城県自治会館202・203会議室において介護ネットみやぎ評価委員と評価調査員18人、一万人委員会評価調査員27人、仙台市社会福祉協議会評価調査員5人、市町村職員24人、事業者90人の合計164人が参加しました。

はじめに、「平成22年度の外部評価の実施期間（平成22年7月1日から平成23年6月30日）」「外部評価の頻度を2年に1回とすることができる要件」「外部評価機関紹介」「平成22年度宮城県地域密着型サービス外部評価ガイドライン（着眼点）の見直し項目」などについて県保健福祉部長寿社会政策課課長補佐の田村賢治さんと技師の齋藤絵美さんが説明しました。

次に、NPO法人地域生活サポートセンター事務局長の平林景子さんが「外部評価の活用方法について～認知症の人と共に進める地域づくり～」と題して講演しました。「サービス評価とは」「サービス評価の進め方、活かし方」「評価項目とシートの記入方法」「外部評価の質確保」「評価項目（項目抜粋）の理解を深める」などについて具体的にわかりやすく説明いただきました。

最後に、市町村職員、事業者、評価調査員に分かれ、「訪問調査において感じたこと・期待したいこと」「評価項目に関する自分の理解とズレを感じた項目」「お互いに共感できたことや改善へのヒントにつながったこと」などについて意見交換し発表しました。それぞれの立場での意見交換ができたことは今後の訪問調査に活かされると思います。

### 2. 2010年度第2回地域密着型サービス外部評価フォローアップ研修報告

11月1日（月）13時30分から16時15分までフォレスト仙台2階第8会議室において評価委員と評価調査員17人の出席で開催しました。

みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会代表の井上博文さんが「小規模多機能型居宅介護の基本理解及び外部評価項目について」と題して、小規模多機能型居宅介護の仕組みや役割、外部評価項目の着眼点の考え方などについて説明しました。現在の在宅介護では、「必要な介護が受けられない」という場合があります。

小規模多機能型居宅介護は、利用者の暮らし（生活）を支えるために「必要に応じて柔軟なサービスを提供する」ことを重要視して、利用者のニーズに合わせたサービス（通い+宿泊+訪問）を提供することが求められています。利用者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現するためにケアマネジャー、介護職員、看護師などが中心となり連携を図り、利用者の状態や状況の変化に対し柔軟に24時間365日切れ目のないよう支援しています。小規模多機能型居宅介護の介護保険の利用料は1ヶ月定額制。必要な人にサービスを提供するためには、「誰が」「いつ」「何で困っているのか」見極めと対応能力が必要になってきます。

宮城県の小規模多機能型居宅介護事業所は現在19箇所。まだまだ事業所数が不足しており中学校区に1事業所は必要とのことです。

また、外部評価項目（項目抜粋）①事業所と地域とのつきあい②身体拘束をしないケアの実践③運営に関する利用者家族等意見の反映④馴染みの人や場との関係継続の支援⑤チームでつくる介護計画とモニタリング⑥かかりつけ医の受診診断⑦重度化や終末期に向けた方針の共有と支援の小規模多機能独自の着眼点の考え方について特に大事なことを説明いただきました。

最後に、入間田範子事務局長が外部評価訪問調査において「確認すべきポイント」「報告書の書き方」「家族アンケートまとめ」「評価結果の公表」などについて説明しました。



講師の井上博文さん(中央)

## ●介護サービス「情報の公表」

### 1. 2010年度第2回「情報の公表」調査員研修報告

9月30日(木)10時30分よりフォレスト仙台第5会議室において調査員32人の出席で開催しました。

最初に、「介護サービス情報の公表」制度における調査時保険補償の内容を、東京海上日動火災保険株式会社の内田新一郎さんからお話をいただきました。

次に、事務局から最近の調査における注意点や質問への回答、介護保険制度・「情報の公表」制度の状況報告があった後、4人～7人のグループに分かれ、調査員自身が主体となって実施する施設見学について相談をしました。これは、サービス提供現場を実際に見学し事業者から介護現場についてのご教示をいただき、介護制度についての知識を深めたいと計画されたものです。行動しやすいように地域ごとに編成された7グループでは、早速、役割分担・希望施設・日程などを手際よく決めていく様子が見られました。11月から12月に訪問し、1月の調査員研修の報告会で各グループごとに発表していただくことになっております。

午後からは、講師に嵐田光宏さん(仙台ビーナス会常務理事・東中田地域包括支援センター/中田地域包括支援センター所長・介護支援専門員)をお迎えし「地域包括支援センターの役割と介護予防について」を学習しました。地域包括支援センターは介護相談の最初の窓口です。住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように介護サービスやその他の保健福祉サービスの相談に応じてくれます。業務の内容はその名の示すとおり包括的で幅広く奥深いものですが、いつも弱者に向かって開かれている扉の内側は、実に高い専門性が求められる高齢者の拠り所であることが感じられるお話でした。

#### 【地域包括支援センターの事業】

要介護認定の推移をみると軽度の認定者が大幅に増加し、その半数は体を動かさないことによる心身の機能低下が原因であることから、介護予防事業が2006年に創設されました。

介護予防事業とは、介護保険法第115条の規定に基づき、要介護状態ではない高齢者に対して、予防または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止のための事業で市町村が実施するものです。

地域包括支援センターは包括的支援事業などを適切に行うため、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートも行う地域の中枢機関として設置されました。

\*介護保険法第115条 市町村が行う地域支援事業

- 一、介護予防事業
- 二、介護予防ケアマネジメント事業
- 三、総合相談・支援事業
- 四、権利擁護事業
- 五、包括的・継続的マネジメント支援事業



講師の嵐田光宏さん

### 2. 2010年度第1回「情報の公表」調査事業推進委員会報告

11月4日(木)13時30分より、介護ネットみやぎ事務所にて事業推進委員3人、事務局3人の出席で開催しました。会計関係・「情報の公表」訪問調査の経過・関連会議の報告の後、「情報の公表」制度を取り巻く最近の状況について意見交換をしました。

事務局からのお知らせ：年末年始の休みは2010年12月25日(土)から2011年1月3日(月)です

NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ <http://www.kaigonet-miyagi.jp/>

事務局 〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 3F

TEL 022-276-5202 ・ FAX 022-276-5205 E-mail : sn.mkaigonet2@todock.jp